



第348号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
 発行人 川井清治郎
 大阪市西区新町1丁目5-7
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717・5910
 定価 1部 50円

危険災害防止体験記録論文

最優秀賞に

日本触媒化学工業㈱
大西茂男氏

大阪府危険物安全協会では表記論文を募集していたが多数の応募のなかから、慎重に審査の結果、次の12氏が入選した。

- 最優秀賞 日本触媒化学工業㈱吹田製造所 大西茂男
`我が職場の危険物災害防止活動`
- 優秀賞 ㈱大東化学工業所 小宮希士
`全員参加の防災活動`
- 優秀賞 日本ペイント㈱大阪工場 石川博張
`日々の防災活動で安全確保`
- 優秀賞 田岡化学工業㈱ 稲井照市
`我が社の安全防災活動の歩み`
- 優良賞 日本触媒化学工業㈱吹田製造所 松浦清満
`新入社員時代の安全教育の体験から`
- 同 大阪瓦斯㈱西島製造所 井上行生
`危険物災害の防止策`
- 同 関西石油輸送㈱大阪支店 山本義雄
`社会的責任を持って危険物を取扱かおう`
- 同 日本油脂㈱三国工場 大井早速
`塗料工場における災害防止対策について`
- 佳作 大日本インキ化学工業㈱吹田工場 松本雅雄
`補管部門における危険物災害防止について`
- 同 大日本インキ化学工業㈱吹田工場 渡部秀明
`危険物施設に於ける工事の安全について`
- 同 塩野義製薬㈱摂津工場 飯田正恒
`危険物無災害記録への挑戦`
- 同 ㈱大東化学工業所 村尾実
`弊社における日常安全管理のありかた`

大阪府危険物取扱者試験

2月20日 府大で

甲種と乙種第4類実施

大阪府では、昭和57年度第3回目危険物取扱者試験を2月20日、大阪府立大学で実施する。

- ▷試験日 2月20日(日)
- ▷試験場 大阪府立大学
- ▷願書受付 1月27日、28日
- ▷受付場所 大阪府職員会館

なお、受験準備講習は別掲のとおりで、休日コースのみ電話(531-9717)で予約受付している。

11月7日の大阪府危険物取扱者試験

12月10日合格発表

乙種4類 31.4%

大阪府では11月7日に実施した危険物取扱者試験の結果を12月10日に発表した。

合格率は次のとおりで、乙種第4類が31.4%と前回にくらべて悪かったが、他の類は例年どおり好成绩であった。

	(申請者数)	(受験者数)	(合格者数)	(合格率)
第1類	141	137	106	77.4
第2類	166	161	124	77.0
第3類	136	130	101	77.7
第4類	3363	3026	950	31.4
第5類	130	126	91	72.2
第6類	265	256	179	69.9

= 論文入選作品 =

「最優秀賞」

「我が職場の危険物災害防止活動」

日本触媒化学工業株式会社吹田製造所

大西茂男

〔はじめに〕

本年8月に発生したダイセル化学の爆発火災事故は、犠牲者6名、負傷者100余名という大惨事となり、近隣住民に多大の損害を与えたことは記憶に新しく、同種化学工場に働く我々に、安全操業の重要性、企業の社会的責任の大きさを改めて認識させる結果となった。

住工隣接という厳しい環境下にある我々の工場でも、事故の発生は企業の存亡に直接つながり、ひいては、我々従業員の生活をも奪うことになるわけで、日夜この工場働く我々は、この事実を再認識すると共に、肝に命じ、尚一層防災活動の向上、活性化に努力しなければならない。

当社は「安全は生産に優先する」「安全はラインから」という二つの基本理念が掲げられており、この理念にもとづき、管理者は、日常の管理・指導を行い、また一般従業員は毎日の安全活動を行っているわけであるが、生産工場である性格上、管理者は時として目先の生産量に目を奪われ無意識のうちに「生産優先」となっていることは否定できないし、一般従業員にあってもベテラン作業員の多い製造部門では、日常の作業等において長年の経験が、いわゆる「職人氣質」という形で表われ「これくらい」「こんなものだ」で片付けられ、ともすれば職場内の安全活動の活性化の妨げとなっていることも否めない事実である。

取扱う原料、製品のほとんど全てが危険物である私共の


工場（職場）では、日常の安全活動（防災活動）が、即、危険物防災活動であるといっても過言ではあるまい。

そこで今回は、「安全はラインから」の基本理念に基づき、職制（管理者）に課せられた責務についてふれた後、防災活動の活性化の基本である全員の安全意識の高揚を目的とした小集団活動で、私共の職場で行われている内容の概略を述べ、その体験記録としたい。

〔管理者・職制の責務〕

課長…当然のことながら、職場の最高責任者として全ての責任があるわけで、日常の生活の中で部下の人間そのものに至る把握をしておかなければならない。職制（係長・組長）に対しては、特にコミュニケーションをよくして、トップの経営方針を充分浸透させ、安全に関する諸施策を実行に移すべき指導をしなければならない。また一般従業員に対しては、機会あるごとに実行する諸施策を充分説明し、納得させる必要がある。部下からの意見具申に対しても、そのフィードバックは迅速で、且つ納得性のあるものでなければならない。

係長…課長より出される方針、指示に対し、自分の職場の実状にあったものにアレンジして、実際の諸施策を計画、立案し組長以下の部下に説明すると共に、広く意見を聞き、まとめ上げ課長に答申する。部下に対しては、陣頭指揮をとって施策の実行を行うと共にアフターケアをする。



**消防機器の
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

組長…現業部門の最前線に位置する組長は、毎日の業務の中で「今どこに問題があるか」、「今どこが困っているか」を一番よく知っているわけで、係長、課長から出される方針、指示に対し、実状を詳しく話すと共に、自分達で最も良いと思われる対策、方法を述べ、日常の業務がよりスムーズに、より合理的に、また安全に遂行できるよう心掛けなければならない。一般従業員との接触時間も一番長く安全施策等部下への徹底が最も行いやすい職制でもある。……故に課長、係長は末端職制の意見を十二分にくみ取る努力が必要である。

極めて抽象的ではあるが、今述べたのが職制の責務であり、次に本題である小集団活動の実状についてふれてみたい。

〔安全一口メモの発表〕

発表という大げさであるが、要は職場の一人一人が輪番制で毎朝のミーティング時に皆の前で安全に関する事柄を一言披露するといったものである。ある人は「今日は雨が降って足もとがぬれているから各自階段の昇降には充分注意しよう」とか、「今日の安全重点目標はバルブの開閉表示である○×札の励行としよう」とか、「今日は、これこれの非定型作業がありますが、私の経験では過去にこれと類似した作業中にこんな事故がありました」といって全員の注意を喚起する等々、内容はさまざまであるが、この制度のねらいは、披露する内容もさることながら、順番が自分に廻ってきた時に何か発表しなければ、という責任感が、ひいては日常の自分自身の行動や周囲の状況に目を向ける結果となり意識の高揚につながっている。また、自分が発表する時のことを考えると、おのずと他人の発表を聞く態度も変わり、ミーティングそのものが従前よりも充実したものになるという別の面の効果も出てきている。とはいうものの、現状はまだやっと土に根を下ろした段階で、今後芽を出し花の咲く日が一日も早く訪れる事を願いつつ日々努力している。

〔職場内パトロール〕

末端職制である組長が輪番で一日一回自分の職場全体（プラントヤードから、製品タンク、原料タンクヤードに至るまで）をパトロールし、不安全箇所、不安全行為の摘出、指摘、バルブ等洩れの有無、モーター、ポンプ類の状況、等々気付いた点を記録し、潜在危険、微小災害の早期発見、排除に努めている。自分の職場といっても各々分担当があり、他の担当者からみると案外「オヤッ」と思うことでも、当事者は長年の習慣から「この仕事はこんなものだ」と思っていることが割合多いことに気付くのである。第三者的な目で日頃の行為の再点検ができるといった利点と、そのことが自分の担当分野の見直しにもつながるのである。（課長、係長はパトロール点検結果に目を通し、改善、更新等タイムリーに対処しなければならないことはいうまでもない）

〔トラブルレコードの記帳と活用〕

連続操業をしている私共の職場では、交替勤務者間のコミュニケーションがどうしても不十分となる。この欠点をカバーする手段として、各シフト間の申し送り、引継ぎはシフトの両方のメンバーが揃った時点で行うことが義務づけられ、口頭で行うと共に、引継簿への記帳を徹底していることは当然のことであるが、もう一つの方法として「トラブルレコードの記帳」という方法を採用している。その内容は安全面はむろんのこと、品質にかかわることで各シフトの勤務中に発生したトラブルにつき発生状況、原因、対策、処置をノートに記帳し、交替勤務者間で回覧するといったもので、これにより各シフト間の意識、認識のズレもなくなり、皆が問題を共有できる結果となる。また、将来の設備、機器等の改善改良、更新時期の決定等に役立つのである。

〔各種責任者制度〕

私共の職場では装置、機器等に関し、担当責任者を設けている。この責任者には、組長が当たり、例えば「回転機



POWER!

YAMATO '82 心あつくパワーは未知へ

人は夢見、その実現のために限らない情熱をそぐ。
コロンブスは新大陸に、ライト兄弟は大空に、
大きな夢をはばたかせた。
偉大な進歩の陰には、はかり知れないエネルギーが炸裂する。
YAMATOはいまパワーを結集、
「防災」を通じて、より豊かな社会づくりに取組みます。

●安全を追求する総合防災システムメーカー

ヤマト消防器株式会社

本社 千537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL 06(976)0701・7701
東京本社 千108 東京都港区白金台5-17-2 TEL 03(446)7151
北海道・仙台・新潟・大宮・横浜・静岡・名古屋・富山・岐阜・岡山
尾道・広島・高松・松山・北九州・福岡・大分・鹿児島



器」「ボイラー、一圧容器」「除害設備」「防火設備」「工具、防具」等々といったものである。その作業の内容は、それぞれの担当項目について、チェックポイント・リストの作成から始まり、定期点検及びその結果の記帳はむろんのこと、注油・部品交換等一般的な保守、保全まで手がけるといったもので、現業最前線にある組長の長年の経験を生かした「目」「耳」「感触」による異常の早期発見が目的である。

〔職場安全推進グループ〕

グループメンバーは職場内各担当から1～2名、合計4～5名で構成している。

職場の年間防災計画（本社保安環境総括部の年間基本方針に基づき各職場毎に防災計画を立案する）に基づき月間重点項目について細目に亘る内容の立案、推進を図る。例えば月次計画が「回転機器の安全」であるならば、メンバーによる重点パトロールはむろんのこと、前述の責任者による定期点検が確実に実施されているか、チェックポイントはこれだけでよいか、などのチェック・検討の他に、後述べる職場安全懇談会ではグループとして安全にかかわる問題提起を行うもので、職場安全確保の一役を担うというものである。

この制度もまだスタートラインに着いたところで十分な成果が上っているとはいえないが、グループ会合の際の真剣な討議の情景をみると近い将来きっと立派に成長するものと確信するし、意識の高揚は着実に前進していることは明らかでよろこばしいことである。

〔K・Y・T〕

K・Y・Tの重要性が強く叫ばれる昨今、私共の職場もK・Y・Tを実施している。グループは各担当別ごと数名で構成し、現段階では訓練シートによるトレーニングが主であるが、最近では近々予定されている非定常作業についてイラストを作成し、そのシートについて各担当分野でトレーニングをするといった方向に進んでいる。また、2つの

グループが同時に別の場所で同じシートを使って実施し互にその討議内容を公開し合うといった手法もとっている。このように身近な作業のトレーニングや、討議内容の公開は、現実感が強いことから取り組む姿勢がより真剣となるし、「そうか、こんな見方もできるのだなァ」といった、より幅広い見方の必要性を再認識するといったメリットもある。訓練内容は、第1ラウンド（どんな危険が潜んでいるか）、第2ラウンド（～だから～なって危険だ）、第3ラウンド（重要危険の選択と対策）、第4ラウンド（第3ラウンドから発展してスローガ的にグループの目標を設定する）とに分け報告書を上司に提出する。上司は報告書の内容から場合により設備・作業要領等の改善、改訂を指示しなければならない。

K・Y・Tの終局の目的は日常の実際の作業に際し、「いかに短時間でポイントを探り出し、その対策として最も重要なものはなにか」の結論を出すことであるから、より密度の高い「K・Y・T」に発展させるべき努力を続けている毎日である。

〔定期整備中の最終安全点検者制度〕

日常の安全活動といった面からは多少はずれるが、年に一度行われる定期整備における最終安全点検者制度についてふれてみたい。

定期整備は、生産活動を全面的にストップし、日頃できない計器類のオーバーホール、装置、設備の改善、改良、配管類の更新、撤去、等々関係の外部業者が現場に入り、ガス溶接、高速カッター等火気の使用が極めて多く、且つ広範囲にわたって行われる。もちろん当社では火気使用は許可制をとり、当社従業員の立合を義務付け消火器等消火設備には万全を期すと共に、不活性ガスによる置換、防災シートなど火に対する養生には充分すぎる程対策を施している。目を転じて工事現場の火災の発生原因として、工事終了後の後仕末の不充分さが案外多いことは過去の事例が物語っている。この点に鑑み、当工場では業者との安全ミ



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目2番21号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



ーティング時に最終点検の重要性を口うるさく注意すると共に、自衛の一策として、職場最終安全点検者制度を設けている。この点検者には、末端職制である組長が輪番で当たり、当日の工事終了約30分後に、残火点検、業者休憩室のタバコの後仕末、抵抗器電源のチェック等から戸締りに至る総合パトロールを行いチェックシートにその時間、状況を記入し上司に報告するといった内容である。報告を受けた上司（係長・課長）は自分の目で現場をパトロールして確認した後、その日の夜間統括責任者（夜間における諸々の権限を所長から委譲されている職制）に夜間の再点検を依頼するといった制度である。

〔職場安全懇談会〕

小集団活動という点から少し逸脱するが、原則として月に一度開催し、課長はじめ職場全員参加という最も大きな集団活動である。この懇談会は、係長が司会者となって、月次テーマに従って各自の意見、提案、ヒヤリ・ハットの体験、潜在危険の抽出等広範囲にわたって出し合い、出た内容についてその対策、改善案等皆で決定するといったもので、懇談会の内容は全て記録に残し翌月の会合では、対策、改善策等の進捗状況をチェックし合っている。ラインの長（係長・課長）は、話し合われた対策、改善策についてよく吟味し、直ちに実行に移すもの、あるいは、次回の定期整備に組み入れるもの等、相応した施策を指示している。

以上が我々の職場の小集団活動を中心とした防災活動の概要及び職制のとるべき責務であるが、「安全に終りは無い」といわれているように安全活動は永遠に続くものであるし、私共の職場で行われているダブル、トリプル、の安全活動が、職制のリーダーシップと相まってこそ本当の防災活動が実のあるものになるものと思う。

〔おわりに〕

「安全はラインから」の基本に返り管理監督者は「安全

最優先」の意味をもう一度かみしめ肝に命じ職場の安全施策のタイムリーな実施指導をすると共に、一般従業員にあっては、ラインの活性化は各自の意識の高揚により盛り上げなければあり得ないことを改めて自覚しなければならない。

ここに述べた職場の小集団活動が立派に花が咲き実を結んだ時こそ事故のない明るい職場となり、企業の社会的責任も果せるのではなからうか。その日が一刻も早く訪れるよう日頃の努力を続けたいものである。

〈おわり〉



☆試験準備講習休日コース受付中
8面掲載の準備講習のうち、休日コースのみ
電話（531-9717）で受付けています。

日米特許
ハツタ
特許文庫

ハツタは安全を先取りします。

ネオ・フロンジ 粉末(ABC)消火器

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場 / 大阪府枚方市招提田近 3 丁目 5 番地 〒573
TEL (0720) 56-1281 (代)

大阪支社 / TEL (06) 473-4871-4
枚方営業所 / TEL (0720) 56-1280
堺出張所 / TEL (0722) 21-3444

80年代ハツタの提言●ハツタは安全をさらに追求いたします●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

危険物製造所等の “予防規程”作成要領

(その4)

大阪市消防局予防部危険物課

■モデルA (塗料製造工場)

〈日塗㈱大阪工場、予防規程〉

第1章 総則

第2章 安全委員会等

第3章 保安管理体制

第9条 (4) 保安監督者 ア～エ (以上前号掲載)

(5) 点検担当者

ア 工場長は、危険物施設等の構造及び設備に係る保安の確保をはかるため(危険物取扱者の中から)点検担当者を指名すること。

イ 点検担当者は、担当施設(部門)に関して第17条に定めるところにより作業者を指揮して、又は自ら定期点検を行わなければならない。

ウ 災害の発生又はそのおそれがある場合は、保安監督者に協力して応急の措置を講じるとともに、直ちに消防機関及びその他の関係あるものに連絡すること。

エ 工場長は一の施設(部門)について2名以上の点検担当者を指名する場合は、あらかじめ業務分担を定めておかななければならない。

オ 施設責任者は、点検担当者の意見を尊重し、それに基づく改善策の実施に努めなければならない。

2 工場長は、防火管理者、予防責任者、施設責任者、保安監督者及び点検担当者(以下「危険物の保安の監督をする者」という)の代行者をあらかじめ指名し、危険物

の保安の監督をする者が不在時等に当該業務をそれぞれ代行させ保安管理業務の円滑なる運営をはからなければならない。

3 危険物の保安の監督をする者は、代行する者に対し、申送り、指示等を行い、代行者は当該業務を誠実に実行しなければならない。

(自衛消防組織)

第10条 火災、危険物の流出その他の災害の発生及び拡大の防止をはかるため、自衛消防組織の編成及び任務分担を別表2のとおり定め、工場長がこれを統括する。

2 工場長は、自衛消防隊長、副隊長及び各班長の代行者をあらかじめ指名し、不在時等に当該業務をそれぞれ代行させなければならない。

第4章 一般規定

(服務規律)

第11条 当工場の従業員は、就業規則に定めることのほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 服装は、定められた制服を着用し絶えず清潔にするよう努めること。

(2) 履物は、鉄鉾及びこれに類する金具のついていない物を使用すること。

(3) 引火性物質を貯蔵し、又は取り扱う場所には、マッチ、ライター、カイロ等の火気を発するおそれのあるものを携行しないこと。

(4) 作業場所は、常に整理・整頓するよう努めること。

(5) 予防責任者又は保安監督者(以下「保安監督者等」という)の許可なく物品を持込んだり持出したりしないこと。

(6) 所定位置の消火設備をみだりに移動させないこと。

2 当工場に出入する協力会社の従業員及び請負業者、出入業者は、前項を準用し、これを遵守するものとする。

(立入制限)

第12条 危険物施設には、「係員以外立入り禁止」の掲示



消防用設備

防災・設備・設計
施工・保守・点検
屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備

消火器具一式
避難設備
自動火災報知設備
非常放送設備
漏電警報器
防災設備全般
安全衛生保護具機器
公害防止機器

SAFETY AND FIRE
ENGINEERING



株式会社 マルナカ

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161(代)
神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

を行い、係員以外の者を立ち入らせてはならない。ただし保安監督者等の許可を受けた場合はこの限りでない。

- 2 保安監督者等は、前項ただし書により係員以外の者を危険物施設内に立ち入らせるときは保安管理上必要な指示を行い、原則として係員を同行させ、立入者はその指示事項を遵守しなければならない。

(構内交通)

第13条 当工場に出入する原動機付車両の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、緊急自動車については、この限りでない。

- (1) 車両、左側通行を原則とすること。
- (2) 車両の制限速度は15キロ毎時以下とすること。
- (3) その他構内交通標識に基づき、通行又は駐・停車を行うこと。

第5章 予防管理

(火気管理)

第14条 当工場内においては、ボイラー、加熱炉その他の火気(裸火、溶接火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう)の使用は、細則で定める常時使用場所並びに次項に定める臨時火気使用許可を受けた場所以外では禁止する。

- 2 工事等の作業上やむを得ず臨時に火気を使用しようとする場合は、次によらなければならない。
- (1) 臨時に火気を使用しようとする者は、火気使用責任者を定め、当該危険物施設等を担当する保安監督者を経て、防火管理者に別記第1号様式による「臨時火気使用願出書」を提出しなければならない。
 - (2) 防火管理者は、当該火気の種類、作業の内容及び期間、周囲の危険性並びにこれらに対する予防措置について予防責任者及び施設責任者等と検討し、防災上支障がないと認めた場合は、これを許可することができる。この場合において、火気管理上必要があると認めるときは、条件を附加しなければならない。
 - (3) 前号の許可事項及び附加された条件は、臨時火気使用の途中においては変更できないものとし、やむを得

ず変更しようとする場合は、あらためて許可を受けなければならない。

- (4) 臨時火気使用を行おうとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 火気使用責任者は、保安監督者等の立会いのもとに臨時火気使用についての許可事項及び附加された条件が、すべて履行されていることの確認をうけたうえ、作業に着手させるとともに作業の終了時に、その旨を保安監督者等に連絡しなければならない。

イ 火気使用責任者は、臨時火気使用場所を離れたときは必ず代行者を指定し、臨時火気使用の監督をさせなければならない。

ウ 火気使用責任者は、臨時火気使用場所の見やすい箇所に「臨時火気使用許可済」の標識を掲出しなければならない。

エ 火気使用者は、作業場所を常に整理整頓するように努めなければならない。

オ 火気使用者は、作業場所付近に消火器を適切に配置しמידりに移動させてはならないこと。

カ 火気使用者は、火気使用責任者及び保安監督者等から火気管理上の指示を受けたときは、これに従わねばならない。

キ 火気使用者は、火気の後始末を完全に行わねばならない。

- (5) 保安監督者等は、適宜臨時火気の使用状況を巡視し当該許可事項及び附加された条件が常に履行されているかどうかを確認しなければならない。

(6) 臨時火気使用の内容が、消防署その他の官公署への届出等の手続きを要するものにあつては、届出等の手続きが完了するまで火気を使用してはならない。

- (7) 危険物施設等における工事(補修作業を含む。以下同じ)に伴う臨時火気使用については前各号によるほか第18条に定めるところによらなければならない。

(次号に続く)

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和57年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	1月31日(月)、2月2日(水)、 2月7日(月)	午前 9時30分～4時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅17号出口)
乙種第4類	1期 1月19日(水)、2月3日(木)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	2期 1月20日(木)、2月5日(土)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	3期 1月21日(金)、2月9日(水)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	4期 1月24日(月)、2月4日(金)	9時30分～4時	堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ約8分)
	5期 1月25日(火)、2月1日(火)	9時30分～4時	※茨木市商工会館 (国鉄、阪急、茨木駅ヨリ約13分)
	6期 (夜) 1月21日(金)、2月3日(木)、 2月9日(水)	午後 5時30分～9時	大阪府商工会館
休日コース	1月15日(祭)、1月30日(日) 2月11日(祭)	午前 10時～4時	※市立(森ノ宮)労働会館 (国鉄、地下鉄森ノ宮駅ヨリ2分)

2. 申込方法

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間、申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受けしません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締めさせていただきます。 ※印会場では写真撮影はしません。

休日コース は電話 (531-9717) で予約受付け、満席次第締めます。(定員80名)

3. 受付期間と場所

受付場所	日	時
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	1月13日(木) 14時00分～16時00分
豊中市消防本部内 (阪急・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会	1月13日(木) 9時30分～11時30分
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	1月13日(木) 13時30分～16時00分
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	1月14日(金) 9時30分～11時30分
地下鉄・守口駅前	守口消防署	1月14日(金) 14時00分～16時00分
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前)	堺防災協会	1月14日(金) 13時30分～15時30分
地下鉄・四ツ橋駅北出口2号 (四ツ橋ビル8階)	大阪府危険物安全協会	1月18日(火) 10時00分～16時00分

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

4. 会費 (テキスト代を含む) () 内金額はテキスト不要の場合

種別	会員	会員外	ただし 6期は各500円割増
甲種	11,000円 (10,000円)	13,000円 (12,000円)	
乙種	7,000円 (6,000円)	8,000円 (7,000円)	
乙種休日コース	10,000円 (9,000円)	12,000円 (11,000円)	